

軽減税率制度の導入

軽減税率制度の概要

税制抜本改革法第7条に基づく消費税率引上げに伴う低所得者対策として、平成29年4月に、以下のとおり、軽減税率制度を導入する。

- 軽減税率の対象品目
 - ・ 飲食料品の譲渡（飲食店営業等を営む事業者が、一定の飲食設備のある場所等において行う食事の提供を除く）
 - ※ 飲食料品は、食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除くものとする）
 - ・ 定期購読契約に基づく週2回以上発行される新聞の譲渡

- 軽減税率 8%（国分：6.24%、地方分：1.76%） 標準税率 10%（国分：7.8%、地方分：2.2%）

- 適格請求書等保存方式の導入
 - ・ 平成33年4月から、適格請求書等保存方式を導入する。
 - ・ 登録を受けた課税事業者が交付する適格請求書及び帳簿の保存を、仕入税額控除の要件とする。
 - ※ 適格請求書の記載事項は、発行者の氏名又は名称及び登録番号、取引年月日、取引の内容（軽減税率対象である旨の記載を含む）、税率ごとに合計した対価の額及び適用税率、消費税額等、交付を受ける事業者の氏名又は名称とする。
 - ・ 税額計算の方法は、適格請求書の税額の積上げ計算と、取引総額からの割戻し計算の選択制とする。

（適格請求書等保存方式導入までの経過措置）

- ・ 現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる。具体的には、請求書等の記載事項に、①軽減税率の対象品目である旨と、②税率ごとに合計した対価の額、を加える（区分記載請求書等保存方式）。
なお、上記①・②については、区分記載請求書の交付を受けた事業者が、事実に基づき追記することを認める。
- ・ 売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例を設ける。

（適格請求書等保存方式導入後の経過措置）

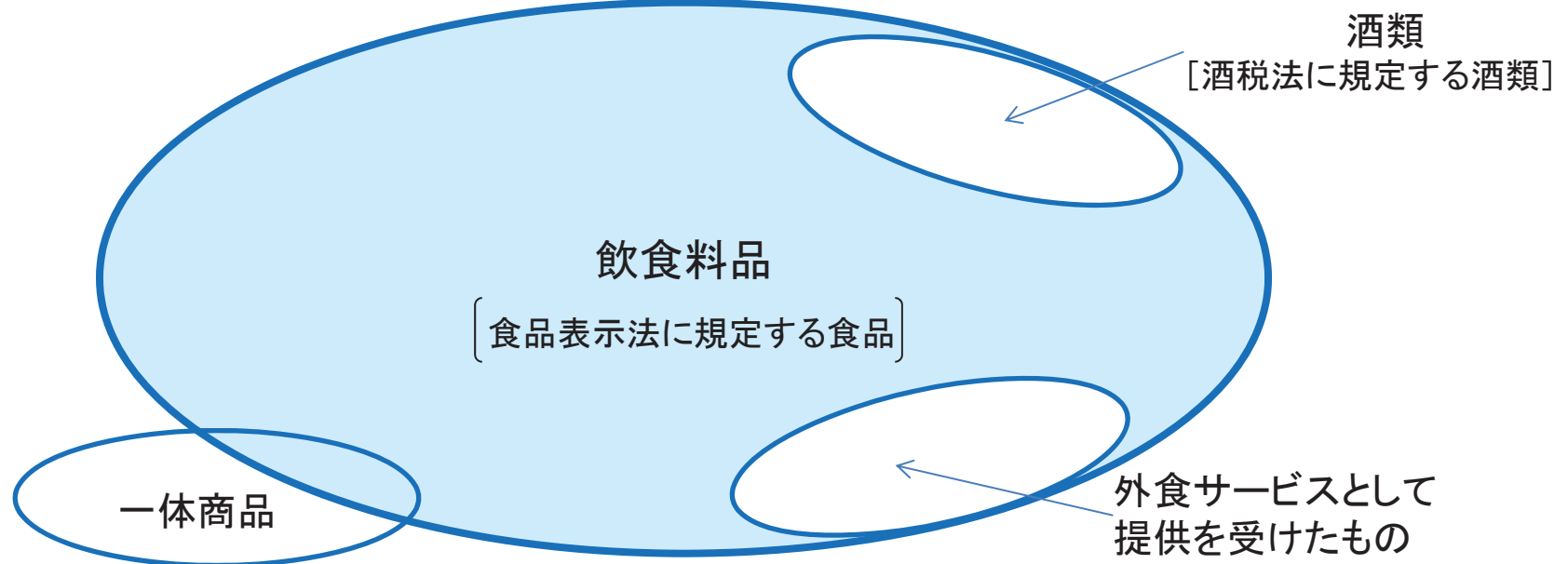
- ・ 適格請求書等保存方式の導入後6年間、免税事業者からの仕入れについて、一定割合の仕入税額控除を認める。

対象品目

(飲食料品)

飲食料品の対象品目(案)

「飲食料品の譲渡(食品表示法に規定する食品(酒税法に規定する酒類を除く)の譲渡をいい、
外食サービス(後述)を除く)」



【一体商品の取扱い】

- 飲食料品と飲食料品以外の資産が一体となっている資産(一体商品)については、一定金額以下の少額の資産であって、主たる部分が飲食料品から構成されているものに限り、全体を飲食料品として軽減税率の対象とする。

「外食」の定義(案)

○ 取引の①場所と②態様(「サービスの提供」と言えるか)に着目し、以下の様に定義する。

「食品衛生法上の飲食店営業その他のその場で飲食させるサービスの提供(「食事の提供」)を行う事業を営む者が、テーブル、椅子その他の①その場で飲食させるための設備(「飲食設備」)を設置した場所で行う②「食事の提供」その他これに類するもの」

(注)「その他これに類するもの」:相手方の注文に応じて指定された場所で調理等を行うこと(「ケータリング・出張料理」)。

軽減税率 (「外食」に当たらない)

(テイクアウト・持ち帰り・宅配)

①「飲食設備を設置した場所で行う」ものではないもの

牛丼屋・ハンバーガー店のテイクアウト

そば屋の出前

ピザの宅配

屋台での軽食

(テーブル、椅子等の飲食設備がない場合)

寿司屋の「お土産」

②「その場で飲食させるサービスの提供(食事の提供)」に当たらないもの

コンビニの弁当・惣菜

(イートイン・コーナーのある場合であっても、持ち帰りが可能な状態で販売される場合は「軽減」)

標準税率 (「外食」に当たる)

(外食・イートイン)

牛丼屋・ハンバーガー店での「店内飲食」

そば屋の「店内飲食」

ピザ屋の「店内飲食」

フードコートでの飲食

寿司屋での「店内飲食」

コンビニのイートインコーナーでの飲食を前提に提供される飲食料品

(例:トレイに載せて座席まで運ばれる、返却の必要がある食器に盛られた食品)

ケータリング・出張料理

(補論)テイクアウト等の取扱いについて

- 「テイクアウトも外食」として扱えば、食事スペース(飲食設備)があるお店の場合には、同一店の商品・サービスが等しく10%となる。
- 他方、「テイクアウトを外食」として扱う場合にあっては、同じコンビニ弁当でも食事スペースのある店で買えば10%、ない店で買えば8%となる。



- 「店内飲食」と「テイクアウト」では提供されるサービスに違いがあることを踏まえれば、「店内飲食」は外食(10%)、「テイクアウト」は加工食品の譲渡(8%)とすることが相当。
- 「出前」は、加工食品の配達であり、8%が相当。但し、単に出来合いの食品を届けるのではなく、客の自宅やホテルに出向いて、調理や給仕を伴うケータリング・出張料理は外食と扱うことが相当。

店舗の例	店内飲食	テイクアウト
牛丼店	店内で飲食	テイクアウト
ハンバーガー店	店内で飲食	テイクアウト
寿司屋	店内で飲食	土産の持帰り
コンビニ・パン屋・ケーキ屋等 (イートインスペースがあり、そこで飲食をさせるサービスを提供)	イートインスペース で食事	持帰り
コンビニ・パン屋・ケーキ屋等 (イートインスペースがあるが、飲食させるサービスを提供していない)	—	持帰り
コンビニ・スーパーの惣菜 (イートインスペースがない)	—	持帰り

対象品目

(新聞・書籍・雑誌)

論点①(対象品目の特定)

- 「新聞」・「書籍」・「雑誌」は社会通念上の呼称であって、依拠すべき客観的な規定は存在せず、印刷物の中での線引きはできない。
 - 例えば、カタログ、カレンダー、楽譜、設計図、切手集、時刻表、問題集、地図帳、写真集、美術作品集、電子書籍(インターネット配信やCD-ROM)等について、どのように考えるか。
- (注)「新聞」については、独占禁止法の告示に、「日刊新聞」との規定が存在。

(参考) 独占禁止法・告示における規定

独占禁止法

第二条 この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、**公正取引**

委員会が指定するもの

- イ 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。
- ロ 不当な対価をもつて取引すること。

新聞業における特定の不公正な取引方法(特殊指定) (公正取引委員会告示)

- 1 日刊新聞(以下「新聞」という。)の発行を業とする者(以下「発行業者」という。)が、直接であると間接であるとを問わず、地域又は相手方により、異なる定価を付し、又は定価を割り引いて新聞を販売すること。ただし、学校教育教材用であること、大量一括購読者向けであることその他正当かつ合理的な理由をもってするこれらの行為については、この限りでない。
- 2 新聞を戸別配達の方法により販売することを業とする者(以下「販売業者」という。)が、直接であると間接であるとを問わず、地域又は相手方により、定価を割り引いて新聞を販売すること。
- 3 発行業者が、販売業者に対し、正当かつ合理的な理由がないのに、次の各号のいずれかに該当する行為をすることにより、販売業者に不利益を与えること。
 - 一 販売業者が注文した部数を超えて新聞を供給すること(販売業者からの減紙の申出に応じない方法による場合を含む。)
 - 二 販売業者に自己の指示する部数を注文させ、当該部数の新聞を供給すること。

備考





この告示において、「**日刊新聞**」とは、**一定の題号を用い、時事に関する事項を日本語を用いて掲載し、日日発行するものをいう。**

論点②(不健全図書類の取扱い)

○ 印刷物を幅広く軽減税率の対象とする場合、不健全図書類の排除が課題となるが、わが国では青少年保護対策は地方公共団体に委ねられ、実質は出版社や販売店の自主努力に依拠しているため、不健全図書類を適切に排除できない。

(注)不健全図書類とは、例えば都条例では、「青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発する」とされている。

(参考) 不健全図書の取扱い (東京都の例)

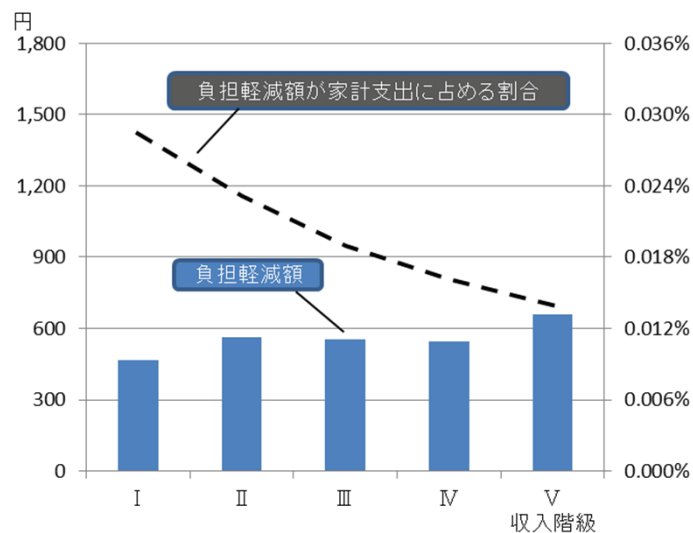
区分	対象となる図書	主な規制・対応		備考
都条例上の 「指定図書類」	都条例に基づき、都知事が指定したもの <small>(注)運用上、下記「表示図書類」、「類似図書」は指定の対象外。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年に販売しない ・他の図書類と区分して陳列 ・ビニール等で包装 	条例上の義務 (罰則あり)	年間20~30タイトル程度が指定されている。
都条例上の 「表示図書類」	出版社が、自らの判断で、都条例に定める表示をしたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年に販売しない ・他の図書類と区分して陳列 ・ビニール等で包装 	条例上の努力義務	大手書店の専門販売スペースや専門書店で販売されている。   
いわゆる 「類似図書」 (「シール止め誌」)	業界の取決めに沿って、コンビニ等が個別に選定したもの	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年に販売しない ・他の図書類と区分して陳列 ・シール等による封止め 	コンビニ等の自主対応	コンビニ等の店頭で広く販売されている。 

論点③(低所得者対策との関連)

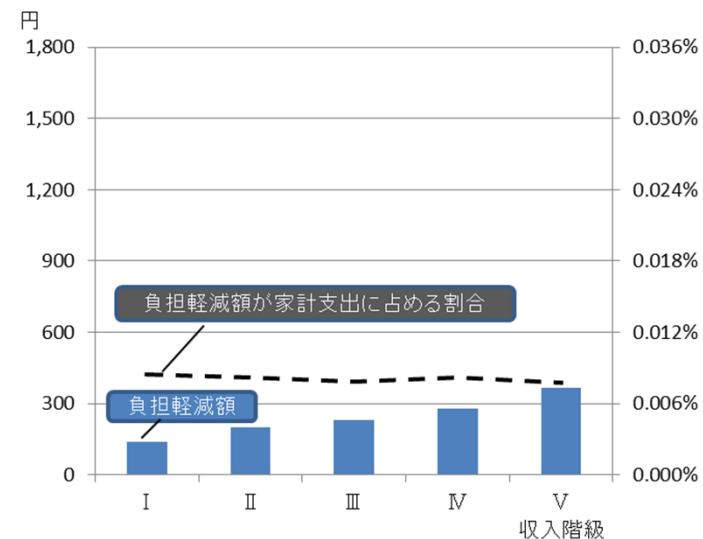
- 「新聞」・「書籍」・「雑誌」についても、軽減税率制度の本旨(低所得者対策)を踏まえ、低所得者の日々の生活における生活必需品への負担軽減の観点から、検討する必要。
生活必需品と同等と言い得るものとしては、多くの人が日々の生活の中で必要な情報を得るためにほぼ毎日読むものとして、社会的に認知されているものである必要がある。

- 我が国では、「新聞」の購読料の負担は逆進的(低所得者に相対的に重い負担)となっている。これは、「新聞」は日常生活における情報媒体として、全国あまねく均質に情報を提供し、幅広い層に日々読まれているという我が国特有の状況(宅配)を反映しているものと考えられる。
- 他方、「書籍」や「雑誌」は、その時々に関心で購入され、所得の水準に応じた支出となっている。

新聞に軽減税率を適用した場合の負担軽減額



書籍・雑誌に軽減税率を適用した場合の負担軽減額



「新聞・書籍・雑誌」の取扱いについて（案）

- 「新聞」については、定期購読契約が締結された週2回以上発行される「新聞」を軽減税率の対象とする。
- 「書籍・雑誌」については、その日常生活における意義、有害図書排除の仕組みの構築状況等を総合的に勘案しつつ、引き続き検討する。

適格請求書等保存方式の導入

適格請求書等保存方式の導入

	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (平成29年4月～)	【適格請求書等保存方式】 (平成33年4月～)
請求書等	<p>○ 請求書の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 請求書発行者の氏名又は名称 取引年月日 取引の内容 対価の額 請求書受領者の氏名又は名称 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">請求書</p> <p>○○御中</p> <p>11月分 21,600円(税込)</p> <p>11/1～30 食料品等 5,400円</p> <p>合計 21,600円</p> <p>△△(株)</p> </div> <div style="text-align: center;">仕入 → 売上</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">請求書(控)</p> <p>□□御中</p> <p>11月分 43,200円(税込)</p> <p>11/1～30 食料品等 11,000円</p> <p>合計 43,200円</p> <p>○○(株)</p> </div> </div>	<p>同左プラス</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽減税率の対象品目である旨 税率ごとに合計した対価の額 <p>(注) 請求書の交付を受けた事業者による追記も可</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">請求書</p> <p>○○御中</p> <p>11月分 21,800円(税込)</p> <p>11/1 食料品 ※ 5,400円</p> <p>11/8 雑貨 5,500円</p> <p>合計 21,800円</p> <p>(10%対象 11,000円) (8%対象 10,800円)</p> <p>注) ※印は軽減税率(8%)適用商品</p> <p>△△(株)</p> </div> <div style="text-align: center;">仕入 → 売上</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">請求書(控)</p> <p>□□御中</p> <p>11月分 43,600円(税込)</p> <p>11/5 食料品 ※ 10,800円</p> <p>11/9 雑貨 11,000円</p> <p>合計 43,600円</p> <p>(10%対象 22,000円) (8%対象 21,600円)</p> <p>注) ※印は軽減税率(8%)適用商品</p> <p>○○(株)</p> </div> </div>	<p>同左プラス</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録番号 消費税額 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">請求書</p> <p>○○御中</p> <p>11月分 20,000円(本体)</p> <p>11/1 食料品 ※ 5,000円</p> <p>11/8 雑貨 5,000円</p> <p>合計 20,000円</p> <p>消費税 1,800円</p> <p>(10%対象 10,000円) 消費税 1,000円 (8%対象 10,000円) 消費税 800円</p> <p>△△(株) 事業者番号 XXX-XXX</p> </div> <div style="text-align: center;">仕入 → 売上</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">請求書(控)</p> <p>□□御中</p> <p>11月分 40,000円(本体)</p> <p>11/5 食料品 ※ 10,000円</p> <p>11/9 雑貨 10,000円</p> <p>合計 40,000円</p> <p>消費税 3,600円</p> <p>(10%対象 20,000円) 消費税 2,000円 (8%対象 20,000円) 消費税 1,600円</p> <p>○○(株) 事業者番号 XXX-XXX</p> </div> </div>
	○ 交付義務なし・不正交付の罰則なし	同左	○ 交付義務あり・不正交付の罰則あり
	○ 免税事業者も交付可 ⇒免税事業者からの仕入税額控除可	同左	○ 課税事業者のみ交付可 ⇒免税事業者からの仕入税額控除不可 ○ 免税事業者からの仕入れについて、 ・3年間：80% ・その後3年間：50% の仕入税額控除可。
税額計算	○ 取引総額からの「割戻し計算」 (例) 43,200円×8/108=3,200円	○ 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 (例) 10%対象：22,000円×10/110=2,000円 +) 8%対象：21,600円×8/108=1,600円 3,600円	○ 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 } 選択制 ○ 適格請求書の税額の「積上げ計算」 (例) 積上げ計算の場合 2,000円+1,600円=3,600円
特例	—	○ 売上税額・仕入税額の計算の特例 (みなし計算・簡易課税の事後選択)	—
その他	○ せり売りなど媒介・取次業者により代替発行された請求書による仕入税額控除可 ○ 3万円未満の取引や自動販売機からの購入、中古品販売業者の消費者からの仕入れ等は、帳簿の記載で仕入税額控除可 ○ 小売業等が発行する請求書は、記載事項を簡略可(受領者の名称の記載不要)	同左	同左(ただし、3万円未満の取引に係る規定は廃止)

現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる（区分記載請求書等保存方式）。

請求書等

- 売手が発行する請求書の記載事項に、①軽減税率の対象品目である旨と、②税率ごとに合計した対価の額、を加える（免税事業者も、区分記載請求書を交付できる）。
なお、現行どおり、売り手には区分記載請求書の交付義務・保存義務を課さない。
- 買い手は、区分記載請求書の保存を仕入税額控除の要件とする（免税事業者からの仕入れも、仕入税額控除可）。
なお、上記①及び②については、買い手が事実に基づき追記できるものとする。
- 偽りの請求書の交付に対する罰則は設けない。

納付税額の計算方法

- 現行どおり、適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて計算する「割戻し計算」を維持する。

「区分記載請求書」

○ 売上税額の計算方法

(10%対象) 11,000円 × 10/110 = 1,000円
 (8%対象) 10,800円 × 8/108 = 800円
 ⇒ **売上税額** : 1,000円 + 800円 = 1,800円

売手



交付義務なし
保存義務なし
罰則なし

請求書

〇〇御中
11月分 21,800円（税込）

11/1	食料品	5,400円
11/8	雑貨	5,500円
	：	
合計		21,800円

(10%対象 11,000円)
(8%対象 10,800円)

買手



○ 仕入税額の計算方法

(10%対象) 11,000円 × 10/110 = 1,000円
 (8%対象) 10,800円 × 8/108 = 800円
 ⇒ **仕入税額** : 1,000円 + 800円 = 1,800円

売手が発行した請求書に、
 ①軽減税率の対象品目である旨と、
 ②税率ごとに合計した対価の額
 の記載がない場合は、買い手が事実に基づき追記することで、
 仕入税額控除の要件を満たすものとする。

(経過措置)

- 売上税額の計算の特例：売上げを税率ごとに区分することが困難な事業者が、売上げの一定割合（軽減税率売上割合）を、軽減税率対象品目の売上げとして計算する特例を設ける。
 ※ 課税売上高が5千万円以下の中小事業者については、軽減税率制度の導入から4年間、特例を選択することが可能。
 中小事業者以外についても、軽減税率制度の導入から1年間に限り、同様の特例。
- 仕入税額の計算の特例：仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者が、仕入れの一定割合（軽減税率仕入割合）を、軽減税率対象品目の仕入れとして計算する特例を設けるほか、簡易課税の事後選択（中小事業者以外については簡易課税の準用・事後選択）を可能とする。
 ※ 軽減税率制度の導入から1年間の特例。

※ 支払対価が3万円未満の場合や自動販売機から購入する場合、入場券など証拠書類が回収される場合、中古品販売業者が消費者から仕入れる場合など、請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が可能（請求書等の保存は不要）。
 ※ 現行どおり、せり売りや無条件委託販売・共同計算方式による媒介・取次により販売される場合は、媒介・取次業者が作成した請求書等の保存により仕入税額控除が可能。

請求書等

- 登録を受けた課税事業者（売り手）に対して、事業者から求められた場合の、適格請求書の交付・保存を義務付ける（課税事業者のみ適格請求書を交付できる）。
 - ※ 適格請求書の記載事項：発行者の氏名又は名称及び登録番号、取引年月日、取引の内容（軽減税率対象品目である場合にはその旨の記載を含む）、税率ごとに合計した対価の額及び適用税率、消費税額等、交付を受ける事業者の氏名又は名称
 - ※ 不特定多数の者に対して販売を行う小売業、飲食業、タクシー業等については、適格請求書の記載事項を簡易なものとする事ができる（適格簡易請求書）。
 - ・「適用税率」及び「適用税率ごとの消費税額等」⇒ 「適用税率」又は「適用税率ごとの消費税額等」
 - ・「交付を受ける事業者の氏名又は名称」⇒ 省略
- 買い手は、適格請求書の保存を仕入税額控除の要件とする（免税事業者からの仕入れは、仕入税額控除不可）。
- 偽りの交付行為に対して罰則を設ける。

納付税額の計算方法

- 売上税額、仕入税額の計算は、
 - ・ 「適格請求書」に記載のある消費税額の「積上げ計算」と、
 - ・ 適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて計算する「割戻し計算」を選択できる。
- ただし、売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」（端数処理による益税を防止）。

導入時期 平成33年4月1日から導入（登録は平成31年4月1日から）。

○ 売上税額の計算方法

- 以下の方法から**選択**
- ✓ 交付した適格請求書に記載した税額を、すべて集計
⇒ **売上税額**：1,000円+800円=1,800円
 - ✓ 適用税率ごとの課税売上高の合計額にそれぞれ税率を乗じて計算
(10%対象) 11,000円×10/110=1,000円
(8%対象) 10,800円×8/108=800円
⇒ **売上税額**：1,000円+800円=1,800円

(課税事業者)

売手



※ 課税事業者のみ
交付可能

交付義務あり
保存義務あり
罰則あり

「適格請求書」

請求書		
〇〇御中	11月分	20,000円 (本体)
		消費税 1,800円
11/1	食料品	5,000円
11/8	雑貨	5,000円
		...
合計	20,000円	消費税1,800円
	(10%対象 10,000円)	消費税1,000円
	(8%対象 10,000円)	消費税 800円
△△様	登録番号	XXX-XXX

買手



※適用税率ごとの取引総額を計算した上で、税率ごとの消費税額を算出。
(端数処理は、一請求書当たり、税率ごとに一回ずつ。)

○ 仕入税額の計算方法

- 交付を受けた適格請求書に記載された税額をすべて集計
⇒ **仕入税額**：1,000円+800円=1,800円
- 適格請求書の保存が仕入税額控除の要件

※適用税率毎の課税仕入れの総額から消費税相当額を割り戻して計算することも**可能**
(割戻し計算により売上税額を計算する場合に限る)

(経過措置)

- 免税事業者からの仕入れに係る控除の特例：免税事業者からの課税仕入れについては、適格請求書等保存方式の導入後3年間は、仕入税額相当額の80%、その後の3年間は同50%の控除ができる。
- ※ 自動販売機から購入する場合や入場券など証拠書類が回収される場合、中古品販売業者が消費者から仕入れる場合など、適格請求書の交付を受けることが困難な場合は、現行制度を基本的に維持し、帳簿への記載により仕入税額控除が可能（適格請求書等の保存は不要）。
ただし、3万円未満の課税仕入れについて、請求書等の保存を不要とする規定等は廃止。
- ※ 現行どおり、せり売りや無条件委託販売・共同計算方式による媒介・取次により販売される場合は、媒介・取次業者が作成した請求書等の保存により仕入税額控除が可能。

適格請求書等保存方式の要点

○現行制度からの変更点

1. 税額計算は「適格請求書」の記載どおりに行う仕組みとする
2. 売り手に「適格請求書」の発行を義務化
3. 偽りの請求書を発行した場合に罰則を適用
4. 課税事業者登録制度を創設 (課税事業者のみが「適格請求書」を発行できる仕組み)
5. 「適格請求書」に消費税額と登録番号の記載を義務化

○現行制度との接続

1. 税額計算は、消費税額を積み上げて計算する方式と、税込み価格を税率で割り戻して計算する現行方式の選択制とする
2. 経過措置として、免税事業者からの仕入れについて、本制度導入から3年間は80%、その後3年間は50%の控除を可能とする
3. 現行制度と同様、小売事業者等について、販売先の氏名・名称の記載を不要とする
4. せり売りの場合の特例（取次事業者発行の請求書による代替）等現行の取扱いを存続

税額計算の特例

売上税額の計算の特例

- 売上げを税率ごとに区分することが困難な事業者が、売上げの一定割合（軽減税率売上割合）を、軽減税率対象品目の売上げとして税額を計算する特例を設ける。
- 課税売上高が5千万円以下の中小事業者については、軽減税率制度の導入から4年間、以下の特例を選択することが可能。
- 中小事業者以外についても、軽減税率制度の導入から1年間に限り、同様の特例。

① 仕入れを管理できる 卸売事業者・小売事業者

- ✓ 仕入れた商品をそのまま販売する卸売業や小売業は、
 - ・ 売上げに占める軽減税率対象品目の売上げの割合と、
 - ・ 仕入れに占める軽減税率対象品目の仕入れの割合は、概ね一致



軽減税率売上割合

$$= \frac{\text{軽減税率対象品目の仕入額}}{\text{仕入総額}}$$

② ①以外の事業者

- ✓ 仕入れた商品を加工して販売する場合は、①の方法は不適切
- ✓ 仕入れの区分経理が行えない事業者は、①を使えない



軽減税率売上割合

$$= \frac{\text{通常連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上額}}{\text{通常連続する10営業日の売上総額}}$$

③ ①・②の計算が困難な事業者

- ✓ 仕入れの管理も、10日間の売上げの管理もできない場合は①・②いずれの方法でも売上税額の計算ができない



軽減税率売上割合

$$= \frac{50}{100}$$



仕入れの管理ができれば、
売上税額の計算が可能

(注) 簡易課税の適用を受けない卸売業・小売業を営む事業者が対象



通常連続した10日間の
売上げの管理ができれば、
売上税額の計算が可能



売上げや仕入れの管理が
できない場合の、
売上税額の計算方法を規定

(注) 主に軽減税率対象品目を販売する事業者が対象

仕入税額の計算の特例

「区分記載請求書等保存方式」
段階における税額計算の特例

- 仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者が、仕入れの一定割合（軽減税率仕入割合）を、軽減税率対象品目の仕入れとして税額を計算する特例等を設ける。
- 軽減税率制度の導入から1年間、以下の特例を選択することが可能。

① 売上げを管理できる 卸売事業者・小売事業者

- ✓ 仕入れた商品をそのまま販売する卸売業や小売業は
 - ・売上げに占める軽減税率対象品目の売上げの割合と
 - ・仕入れに占める軽減税率対象品目の仕入れの割合は概ね一致



軽減税率仕入割合

軽減税率対象品目の売上額

= $\frac{\text{軽減税率対象品目の売上額}}{\text{売上総額}}$

売上総額



売上げの管理ができれば、
仕入税額の計算が可能

② ①の計算が困難な事業者

- ✓ ①の方法では仕入税額の計算ができない事業者であっても、



- 課税売上高が5千万円以下の中小事業者について、事後選択により、簡易課税制度の適用を受けられることとする。

- ※ 現在は、課税期間の開始前に選択
- ※ 中小事業者以外についても、同様の特例



売上げや仕入れの管理ができない場合は、
簡易課税制度の方法により仕入税額を計算

(注) 簡易課税の適用を受けない卸売業・小売業を営む事業者が対象

税額計算の方法及び特例の施行スケジュール

		平 2 9 . 4 (導入)	平 3 3 . 4	平 3 6 . 4	平 3 9 . 4
		【現行制度】	【区分記載請求書等保存方式】 (平成 2 9 年 4 月～)	【適格請求書等保存方式】 (平成 3 3 年 4 月～)	
税額計算の方法	税込価格からの割戻し計算	現行どおり	現行どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適格請求書の税額の積上げ計算 ・ 取引総額からの割戻し計算 のいずれかを選択	
請求書等の発行義務	請求書等の交付義務なし ※免税事業者も発行可	現行どおり	現行どおり	適格請求書の交付義務あり ※免税事業者は発行不可	
仕入税額控除の要件	請求書等の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除可	現行どおり	現行どおり	適格請求書の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除不可	
	せり売りなど代替発行された請求書による仕入税額控除可		買手が追記した区分記載請求書による仕入税額控除可	免税事業者からの仕入税額控除の特例 (80%控除) (50%控除)	
	中古品販売業者の消費者からの仕入れ等の仕入税額控除可				
税額計算の特例	売上税額の計算の特例		軽減税率対象売上のみなし計算 (4年間) (注1)		
	仕入税額の計算の特例	簡易課税	現行どおり	見直し	
		軽減税率対象仕入のみなし計算 (1年間)	簡易課税の事後選択 (1年間) (注2)		
検証		検証		検証	

(注1) 中小事業者以外の事業者は、1年間の措置。

(注2) 中小事業者以外の事業者は、1年間の措置として、簡易課税の準用及び事後選択・適用が可能。

軽減税率制度の円滑な導入・運用に向けて

(軽減税率制度の導入に向けて)

- 軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないように、政府・与党が一体となって万全の準備を進める。このため、政府・与党に必要な体制を整備するとともに、事業者の準備状況等を検証しつつ、必要に応じて、軽減税率制度の円滑な導入・運用に資するための必要な措置を講ずる。

(適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入等に向けて)

- 軽減税率制度の円滑な運用及び適正な課税の確保の観点から、中小・小規模事業者の経営の高度化を促進しつつ、軽減税率制度の導入後3年以内を目途に、適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性、軽減税率制度導入による簡易課税制度への影響、経過措置の適用状況等を検証し、必要と認められるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他必要な措置を講ずる。

安定的な恒久財源の確保

－「軽減税率制度についての大枠」(抄)－

(平成 27 年 12 月 12 日自民党・公明党幹事長間合意)

- 軽減税率制度の導入にあたっては、財政健全化目標を堅持し、安定的な恒久財源を確保することについて、自民党・公明党両党で責任を持って対応する。このため、平成 28 年度税制改正法案において以下の旨を規定する。
 - ① 平成 28 (2016) 年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保する。
 - ② 財政健全化目標との関係や平成 30 (2018) 年度の「経済・財政再生計画」の中間評価を踏まえつつ、消費税制度を含む税制の構造改革や社会保障制度改革等の歳入及び歳出の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずる。